

議第42号

高山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

高山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年5月11日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

岐阜県後期高齢者医療広域連合において、給与等の支払を受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等に傷病手当金を支給することに伴い、高山市が行う事務を追加するため改正しようとする。

高山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

高山市後期高齢者医療に関する条例（平成19年高山市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>2 (略)</p>	<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に伴う本市において行う事務)</u></p> <p>3 <u>本市は、第2条に規定する事務のほか、広域連合条例附則第15条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付事務を行うものとする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。